

ることができない理由」と、第四項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第五項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、第八項中「二月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」とあるのは「同項」とあるのは「に次条第一項」と、「一月」とあるのは「三月」と、第九項中「内国法人」とあるのは「通算法人又は他の通算法人」と、前項中「内国法人が」とあるのは「通算法人が」と、「決算」とあるのは「当該通算法人若しくは他の通算法人の決算」と、「ため」とあるのは「ため、又は第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため」とする。

二 通算親法人に対して第一項の提出期限の延長又は同項各号の指定の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつき当該提出期限の延長又は指定がされたものとみなし、内国法人が同項の規定の適用を受けている通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合には当該内国法人につき同項の提出期限の延長（当該通算親法人が同項各号の指定を受けた法人である場合には、当該指定を含む。）がされたものとみなし、通算親法人に対して第五項の規定により第一項の提出期限の延長

の取消し、同項各号の指定の取消し又は同項各号の指定に係る月数の変更の処分があつた場合には他の通算法人の全てにつきこれらの取消し又は変更がされたものとみなす。

三 通算子法人は、第三項の申請書及び第七項の届出書を提出することができない。

四 通算親法人が第七項の届出書を提出した場合には、他の通算法人の全てが当該届出書を提出したものとみなす。

五 内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この号及び次号において「通算承認」という。）を受けた場合には、当該通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認の効力が生ずる前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

六 内国法人について、第六十四条の十第四項から第六項まで（通算制度の取りやめ等）の規定により通算承認が効力を失つた場合には、その効力を失つた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた第一項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

第二編第一章第三節第二款の二中第七十五条の四を第七十五条の五とする。

第七十五条の三第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第七十五条の三第六項を削り、同条を第七十五条の四とする。

第二編第一章第三節第二款に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による確定申告書の提出期限の延長）

第七十五条の三 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により通算法人の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第八十条第一項中「係る事業年度（以下この条）」を「係る事業年度（以下この項及び第三項）」に改め、
「（欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除

く。」を削り、「第六十九条」を「第六十九条第一項から第三項まで若しくは第十七項」に、「当該金額」を「当該金額」に改め、「加算した金額」の下に「とし、第六十九条第十八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」を加え、同項各号を削り、同条第四項中「解散を除く」の下に「ものとし、当該内国法人が通算子法人である場合には破産手続開始の決定による解散に限る」を、「譲渡」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合における事業の全部の譲渡を除く。）」を加え、「（当該事実が当該内国法人の連結事業年度において生じた場合を除く。）」を削り、「第五十七条第一項」の下に「（欠損金の繰越し）」を加え、「第五項又は第九項」を「又は第五項」に改め、同条第五項中「に係る同項各号」を「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）に係る同条第一項各号」に、「この項及び第八項」を「この条」に、「当該期間をいう。以下この項」を「当該期間をいう。以下この条」に、「が」を「第八項及び第十三項において同じ。」が」に改め、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額

については、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

7 通算法人の第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該通算法人の第一項（第四項において準用する場合を含む。）に規定する欠損事業年度の欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額との合計額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）とする。

一 当該通算法人の欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第六十四条の六（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定によりないものとされる金額（以下この条において「通算対象外欠損金額」という。）から当該欠損事業年度において生じた欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものに達するまでの金額を控除した金額

二 当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完

全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに当該申告書を提出したものに限り。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度において生じた欠損金額が通算対象外欠損金額と当該欠損金額のうち第五項において準用する第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものとのうちいずれか多い金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

三 当該通算法人の欠損事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。以下この号及び次号において同じ。）の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四 当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の前一年内所得合計額（同日に終了する事業年度（以下この号において「他の事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対す

る法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から当該他の事業年度において生じた通算対象外欠損金額（第五項において準用する第一項の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）を控除した金額をいう。）を合計した金額

8 通算法人の第五項において準用する第一項に規定する欠損事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限る。以下この項において「欠損事業年度」という。）に係る第五項において準用する第一項の規定の適用については、当該通算法人の第五項において準用する第一項に規定する欠損事業年度の災害損失欠損金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額に第三号に掲げる金額が同号及び第四号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額との合計額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）とする。

一 当該通算法人の欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額

二 当該通算法人の欠損事業年度及び当該欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（同日の属する当該通算法人の事業年度又は中間期間の第七十四条第一項の規定による申告書又は仮決算の中間申告書の提出期限までにこれらの申告書を提出したものに限る。第四号において同じ。）の同日に終了する事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額

三 当該通算法人の欠損事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日前に終了した事業年度を除く。以下この号及び次号において同じ。）の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があったときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から第一号に掲げる金額を控除した金額

四 当該通算法人の欠損事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の前二年内所得合計額（同日に終了する事業年度（以下この号において「他の事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額（既に当該各事業年度の所得に対す

る法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、当該所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額）の合計額から当該他の事業年度において生じた災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額を控除した金額をいう。）を合計した金額

第八十条に次の二項を加える。

12 通算法人の各事業年度において生じた欠損金額（以下この項において「発生欠損金額」という。）又は他の通算法人の当該各事業年度終了の日に終了する事業年度において生じた欠損金額について第七項の規定を適用して第一項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をした場合には、第五十七条第一項及び第八項並びに第六十四条の七第一項（欠損金の通算）の規定の適用については、発生欠損金額のうち、この条（第五項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 この条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額（当該金額が発生欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）のうち通算対象外欠損金額（次項第一号に掲げる金額を除く。）に達するまでの金額

二 発生欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額（次項第二号に掲げる金額を除く。）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該通算法人及び当該各事業年度終了の日において当該通算法人と間に通算完全支配関係がある他の通算法人の第七項の規定により同日に終了する事業年度において生じた欠損金額とされた金額のうちこの条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額から当該事業年度の通算対象外欠損金額（第五項において準用する第一項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）を控除した金額の合計額

ロ 第七項第二号に掲げる金額

13 通算法人の各事業年度若しくは中間期間において生じた災害損失欠損金額（以下この項において「発生災害損失欠損金額」という。）又は他の通算法人の当該各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた災害損失欠損金額について第八項の規定を適用して第五項において準用する第一項の規定により還付の請求をした場合には、第五十七条第一項及び第八項、第六十四条の七第一項並びにこの条（第七項各号列記以外の部分、第八項各号列記以外の部分及びこの項

を除く。)の規定の適用については、発生災害損失欠損金額のうち、この条(第五項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額(還付を受ける金額の計算の基礎とするものを含む。以下この項において同じ。)は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 この条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額(当該金額が発生災害損失欠損金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)のうち通算対象外欠損金額に達するまでの金額

二 発生災害損失欠損金額が通算対象外欠損金額を超える場合のその超える部分の金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該通算法人及び当該各事業年度又は中間期間終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の第八項の規定により同日に終了する事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額とされた金額のうちこの条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額から当該事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額のうち通算対象外

欠損金額に達するまでの金額を控除した金額の合計額

ロ 第八項第二号に掲げる金額

第二編第一章の二を削る。

第八十条の二の見出しを削り、同条中「（確定申告書の記載事項）」を「（確定申告）」に改め、「若しくは連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）」に掲げる金額」を削り、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第四号まで」を「第五号まで」に改め、同条各号中「又は連結事業年度」を削り、第二編第一章第三節第五款中同条を第八十条とする。

第二編第一章第三節第四款に次の一条を加える。

第八十一条 削除

第二百二十一条第二項中「又は同項の承認を受けていない連結申告法人（第二条第十六号（定義）に規定する連結申告法人をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第二百二十二条第一項中「（連結申告法人を除く。）」を削り、同条第二項第五号から第八号までを削

る。

第二百二十三条第三号中「第二百二十七条第四項」を「第二百二十七条第二項」に改め、同条第四号を削る。

第二百二十五条中「」については「を」に改め、「とし、第二百二十二条第二項第五号の内国法人については同号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第二百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けていない内国法人が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認を受けた場合には、当該承認の効力が生じた日において第二百二十一条第一項の承認があつたものとみなす。

第二百二十六条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、国税庁長官又は通算法人の納税地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長は、必要があると認めるときは、当該通算法人及び他の通算法人に対し、第一項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

第二百二十七条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の規定」を「前項の規定」に、「第一項又は第二項の内国法人」を「同項の内国法人」に、「第一項各号又は第二項」を「同項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 通算法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める事業年度まで遡つて、その」とあるのは「その」と、「当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす」とあるのは「その取消しの処分に係る次項の通知を受けた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該通知を受けた日）の属する事業年度以後の各事業年度については、その承認は、その効力を失うものとする」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

4 通算法人であつた内国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「定める事業年度」とあるのは「定める事業年度（当該事業年度が第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該

効力を失つた日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度」と、同項第二号中「の規定による税務署長」とあるのは「又は第三項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長」とする。

第二百二十八条中「内国法人」の下に「（通算法人を除く。）」を加える。

第二百二十九条第一項中「又は連結確定申告書」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「又は連結事業年度の課税標準」を「の課税標準」に改め、「又は連結所得の金額」及び「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、「当該事実を仮装して経理した」を「その」に、「又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度」を「後の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度の連結確定申告書」を削り、同条第二項中「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第三百三十条の見出しを「（青色申告書に係る更正）」に改め、同条第一項中「又は連結確定申告書等（連結中間申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「若しくは連結欠損金額の更正」を「の更正」に改め、「（当該連結確定申告書等に係

る法人税の課税標準又は連結欠損金額の更正をする場合にあつては、連結子法人の帳簿書類を含む。」を削り、「又は連結確定申告書等に係る」を「に係る」に、「若しくは連結欠損金額の計算に」を「の計算に」に改め、同項ただし書中「又は連結確定申告書等及びこれら」を「及びこれ」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削り、同条第二項中「又は連結確定申告書等」及び「若しくは連結欠損金額」を削り、「（更正通知書の記載事項）」を「（更正又は決定の手続）」に改める。

第三百三十一条中「青色申告書に係る法人税」の下に「（その内国法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この条において同じ。）である場合には、第二百二十七条第三項又は第四項（青色申告の承認の取消し）の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める事業年度から当該事業年度後の事業年度のうち最初に青色申告書以外の申告書を提出する事業年度の前事業年度までの各事業年度に係る法人税を除く。）」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にあつては、連結子法人」を「その内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第三百三十二条の三の見出し中「連結法人」を「通算法人」に改め、同条中「連結法人の各連結事業年度

の連結所得に対する法人税又は」を「通算法人の」に、「その連結法人の」を「当該通算法人又は他の通算法人の」に改め、「当該各連結事業年度の連結所得の金額又は」及び「これらの」を削り、「連結法人間の」を「他の通算法人に対する」に、「その連結法人に」を「当該通算法人に」に改め、「若しくは連結欠損金額」を削る。

第三百三十三条第一項中「若しくは確定申告書又は連結中間申告書（第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）若しくは連結確定申告書」を「又は確定申告書」に、「若しくは第七十四条第一項第三号」を「又は第七十四条第一項第三号」に改め、「又は第八十一条の二十四第四項第一号若しくは第八十一条の二十二第一項第三号（連結確定申告書）」を削り、同条第三項中「係る事業年度若しくは」を「係る事業年度又は」に改め、「又は同項の連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第三百三十四条の見出し中「又は連結確定申告」を削り、同条第一項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」を削り、「（中間納

付額の控除不足額）又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）」を「（確定申告）」に改め、同条第二項中「中間申告書又は連結中間申告書」を「中間申告書」に改め、「又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税」及び「又は第八十一条の二十二第一項第五号」を削り、同条第三項中「又は連結中間申告書」を削り、同条第四項第一号中「又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を削り、同項第二号中「又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」を削り、同号イ(2)中「又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削る。

第百三十五条第一項中「又は連結確定申告書」、「又は各連結事業年度の連結所得の金額」、「又は連結事業年度」、「又は連結所得の金額」、「又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税」及び「（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）」を削り、「単体間適格合併（連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（連結子法人が当該連結子法人を被合併法人と

し、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、
「（連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度（次項において「取消前事業年度」という。）を除く。）」及び「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税」を削り、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「、当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする」及び「（取消前事業年度を除く。）」を削り、「単体間適格合併に

係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第二項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限」、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度」、「若しくは連結事業年度」、「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）」及び「又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）」を削り、同項第一号中「（連結法人の残余財産を除く。）」を削り、同項第二号中「による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）」を「（適格合併を除く。）による解散」に改め、同項第三号中「（連結法人の解散を除く。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「（連結法人を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）」及び「又は第八十一条の十六」を削り、同条第五項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、「の当該各事業年度若しくは各連結事業年度」を「の当該各事業年度」に改め、「又は当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した連結事業